

訪問看護、介護予防訪問看護 重要事項説明書
(介護保険・医療保険)

<令和 6年 6月 1日 現在>

1 事業所の概要

(1) 事業所名称及び事業所番号

事業所名	アミケア 訪問看護ステーション
所在地・連絡先	京都市右京区西院平町25ライフプラザ西大路四条7F (電話) 075-874-5410 (FAX) 050-3737-4664
管理者の氏名	中江 大樹
通常の事業の実施地域	右京区(京北除く)・西京区(洛西除く)・上京区・中京区・下京区・北区・南区

(2) 事業所の職員体制

	常勤	非常勤
看護師(管理者含む)	4	2
准看護師	0	0
理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	3	0

(3) 営業日・営業時間等

営業日	平日
営業時間	8:30 ~ 17:30

※営業しない日：土日 ※祝日及び年末年始は人数を減らして営業

※事業所にご連絡頂ければ、営業時間外でも担当者の携帯電話に転送されます。

電話に出ない場合は、折り返しさせていただきますので、ご相談の際はご連絡ください。

2 サービスの内容

サービス区分と種類	サービスの内容・手順等
1 訪問看護計画の作成	主治の医師の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画(ケアプラン)に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画を作成します。
2 訪問看護の提供	訪問看護計画に基づき、訪問看護を提供します。 具体的な訪問看護の内容 ①病状、障害の観察、健康相談 ②食事及び排泄などの日常生活の看護 ③褥瘡処置など医師の指示による医療処置 ④リハビリテーション ⑤認知症の看護 ⑥精神的支援をはじめ総合的な看護 ⑦療養生活や介護方法の指導・助言 ⑧対人関係・家族関係の維持・構築 ⑨対象者のエンパワーメント

3 費用

介護保険または医療保険の適用がある場合は、利用者様の負担割合(負担割合証に記載)に応じた負担額となります。尚、保険適用の場合でも保険料の滞納等により、事業者へ直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、利用者様は1か月につき料金表の利用料金全額をお支払いください。利用料のお支払いと引き換えに領収証を発行します。また、還付に必要なサービス提供証明書を発行します。

【料金表（介護保険）】

■訪問看護（地域区分 1単位：10.7円）

サービス提供時間		単位	基本料金
看護師 による場合	20分未満	314単位	3,359円/日
	20分以上30分未満	471単位	5,039円/日
	30分以上1時間未満	823単位	8,806円/日
	1時間以上1時間30分未満	1,128単位	12,069円/日
理学療法士 作業療法士 言語聴覚士 による場合	20分未満	294単位	3,145円/日

※准看護師による訪問の場合、単位×90/100の計算になります。

※理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問看護は、1日2回を超えて（3回以上）行う場合、単位×90/100の計算になります。

■介護予防訪問看護

サービス提供時間		単位	基本料金
看護師 による 場合	20分未満	303単位	3,242円/日
	20分以上30分未満	451単位	4,825円/日
	30分以上1時間未満	794単位	8,495円/日
	1時間以上1時間30分未満	1,090単位	11,663円/日
理学療法士 作業療法士 言語聴覚士 による場合	20分未満	284単位	3,038円/日

※准看護師による訪問の場合、単位×90/100の計算になります。

※理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による介護予防訪問看護は、1日2回（3回以上）を超えて行う場合、単位×50/100の計算になります。

※12月を超えて行う場合は、1回につき5単位を所定単位数から更に減算。

■訪問看護・介護予防訪問看護加算項目

加算	単位・料金
夜間・早朝加算(18時～22時・6時～8時)	上記の額に1回につき25%加算
深夜加算(22時～6時)	上記の額に1回につき50%加算
初回加算(Ⅰ)	350単位 3,745円/月
初回加算(Ⅱ)	300単位 3,210円/月
緊急時訪問看護加算(Ⅰ)	600単位 6,420円/月
特別管理加算(Ⅰ)	500単位 5,350円/月
特別管理加算(Ⅱ)	250単位 2,675円/月
長時間(介護予防)訪問看護加算	300単位 3,210円/回
複数名訪問加算(Ⅰ)(30分未満)	254単位 2,717円/回
(30分以上)	402単位 4,301円/回
退院時共同指導加算	600単位 6,420円/回
看護・介護職員連携強化加算	250単位 2,675円/回
ターミナルケア加算(要介護のみ)	2,500単位 26,750円/回
エンゼルケア料(介護保険外)	10,000円/回(税別)

※上記料金算定の基本となる時間は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、利用者様の訪問看護サービス計画に定められたサービスにかかる標準的な時間を基準とします。

※介護保険での給付の範囲を超えたサービス利用の利用料金は、事業者が別に設定し、全額が利用者様の自己負担となりますのでご相談ください。

※通常の事業の実施地域にお住まいの方は交通費無料です。それ以外の地域にお住まいの方は交通費の実費(実施区域を超えた地点から 20 円/km)が必要となります。

※理学療法士による訪問看護は、1 回あたり 20 分以上訪問看護を実施することとし、1 人の利用者につき週 6 回を限度とされています。また、3 か月に 1 回看護師による訪問が必要となります。

【料金表（医療保険）】

※(イ)＝看護師による訪問(ロ)＝准看護師による訪問 (ハ)＝理学療法士・作業療法士・言語聴覚士による訪問(Ⅰ)通常、(Ⅱ)同一建物居住者同一日 2 人

訪問の日数		基本療養費	管理療養費 1	合計金額	負担金額		
月の日数	週の日数				1 割	2 割	3 割
1 日目	週 3 日まで	(イ)5,550 円	7,440 円	12,990 円	1,299 円	2,598 円	3,897 円
		(ロ)5,050 円		12,490 円	1,249 円	2,498 円	3,747 円
		(ハ)5,550 円		12,990 円	1,299 円	2,598 円	3,897 円
2 日目以降	週 3 日まで	(イ)5,550 円	3,000 円	8,550 円	855 円	1,710 円	2,565 円
		(ロ)5,050 円		8,050 円	805 円	1,610 円	2,415 円
		(ハ)5,550 円		8,550 円	855 円	1,710 円	2,565 円
	週 4 日以降	(イ)6,550 円		9,550 円	955 円	1,910 円	2,865 円
		(ロ)6,050 円		9,050 円	805 円	1,610 円	2,415 円
		(ハ)5,550 円		9,550 円	955 円	1,910 円	2,865 円

(Ⅱ) 同一建物居住者同一日 3 人以上

訪問の日数		基本療養費	管理療養費 1	合計金額	負担金額		
月の日数	週の日数				1 割	2 割	3 割
1 日目	週 3 日まで	(イ)2,780 円	7,440 円	10,220 円	1,022 円	2,044 円	3,066 円
		(ロ)2,530 円		9,970 円	997 円	1,994 円	2,991 円
		(ハ)2,780 円		10,220 円	1,022 円	2,044 円	3,066 円
2 日目以降	週 3 日まで	(イ)2,780 円	3,000 円	5,780 円	578 円	1,156 円	1,734 円
		(ロ)2,530 円		5,530 円	553 円	1,106 円	1,659 円
		(ハ)2,780 円		5,780 円	578 円	1,156 円	1,734 円
	週 4 日以降	(イ)3,280 円		6,280 円	628 円	1,256 円	1,884 円
		(ロ)3,030 円		6,030 円	603 円	1,206 円	1,809 円
		(ハ)2,780 円		5,780 円	578 円	1,156 円	1,734 円

(Ⅲ) 外泊者

訪問の日数	基本療養費	管理療養費 1	合計金額	負担金額		
				1 割	2 割	3 割
入院中 1 回	8,500 円		8,500 円	850 円	1,700 円	2,550 円

■訪問看護加算項目

項目		料金	
特別管理加算(重度)		5,000円/月	
特別管理加算		2,500円/月	
24時間対応体制加算イ		6,800円/月	
緊急訪問看護加算(月14日目まで)		2,650円/日	
緊急訪問看護加算(月15日目以降)		2,000円/日	
夜間・早朝 加算 (18時～22時・6時～8時)		2,100円	
深夜加算 (22時～6時)		4,200円	
長時間訪問看護加算(週1回)		5,200円/週	
難病等複数回 訪問加算	1日に2回の場合	(1) 同一建物内1人	4,500円/日
		(2) 同一建物内2人	4,500円/日
		(3) 同一建物内3人以上	4,000円/日
	1日に3回以上の場合	(1) 同一建物内1人	8,000円/日
		(2) 同一建物内2人	8,000円/日
		(3) 同一建物内3人以上	7,200円/日
複数名訪問 看護加算	看護師・理学療法士 作業療法士・言語聴覚士	(1) 同一建物内1人	4,500円/週
		(2) 同一建物内2人	4,500円/週
		(3) 同一建物内3人以上	4,000円/週
	准看護師	(1) 同一建物内1人	3,800円/週
		(2) 同一建物内2人	3,800円/週
		(3) 同一建物内3人以上	3,400円/週
退院支援指導加算		6000円/退院日	
在宅患者連携指導加算		3,000円/月	
在宅患者緊急時等カンファレンス加算(2回まで)		2,000円/月	
情報提供療養費 1, 2, 3		1,500円/月	
ターミナルケア療養費 1		2,5000円	
ターミナルケア療養費 2		10,000円	
エンゼルケア料 (医療保険外)		10,000円/回	

※上記料金算定の基本となる時間は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、利用者様の訪問看護サービス計画に定められたサービスにかかる標準的な時間を基準とします。

※医療保険での給付の範囲を超えたサービス利用の利用料金は、事業者が別に設定し、全額が利用者様の自己負担となりますのでご相談ください。

※通常の事業の実施地域にお住まいの方は交通費無料です。それ以外の地域にお住まいの方は、交通費の実費(実施区域を超えた地点から20円/km)が必要となります。

※医療保険における訪問看護は、原則1日1回(1回の訪問は90分まで)、週3回までとなっています。ただし、病名等によっては、複数回訪問や90分以上の訪問、週4日以上以上の訪問が可能です。

【料金表（医療保険・精神科訪問看護）】

※(イ)＝看護師又は作業療法士による訪問 (ロ)＝准看護師による訪問

(Ⅰ)通常、(Ⅲ)同一建物居住者同一日2人

訪問の日数			基本療養費	管理療養費	合計金額	負担金額		
月の日数	週の日数	訪問時間				1割	2割	3割
1日目	週3日まで	30分未満	(イ)4,250円	7,440円	11,690円	1,299円	2,598円	3,897円
			(ロ)3,870円		11,310円	1,131円	2,262円	3,393円
		30分以上	(イ)5,550円		12,990円	1,399円	2,798円	4,197円
			(ロ)5,050円		12,490円	1,249円	2,498円	3,747円
2日目以降	週3日まで	30分未満	(イ)4,250円	3,000円	7,250円	725円	1,450円	2,175円
			(ロ)3,870円		6,870円	687円	1,374円	2,061円
		30分以上	(イ)5,550円		8,550円	855円	1,710円	2,565円
			(ロ)5,050円		8,050円	805円	1,610円	2,415円
	週4日以降	30分未満	(イ)5,100円		8,100円	810円	1,620円	2,430円
			(ロ)4,720円		7,720円	772円	1,544円	2,316円
		30分以上	(イ)6,550円		9,550円	955円	1,910円	2,865円
			(ロ)6,050円		9,050円	905円	1,810円	2,715円

(Ⅲ)同一建物居住者同一日3人以上

訪問の日数			基本療養費	管理療養費	合計金額	負担金額		
月の日数	週の日数	訪問時間				1割	2割	3割
1日目	週3日まで	30分未満	(イ)2,130円	7,440円	9,570円	957円	1,914円	2,871円
			(ロ)1,940円		9,380円	938円	1,876円	2,814円
		30分以上	(イ)2,780円		10,220円	1,022円	2,044円	3,066円
			(ロ)2,530円		9,970円	997円	1,997円	2,991円
2日目以降	週3日まで	30分未満	(イ)2,130円	3,000円	5,130円	513円	1,026円	1,539円
			(ロ)1,940円		4,940円	494円	988円	1,482円
		30分以上	(イ)2,780円		5,270円	527円	1,054円	1,581円
			(ロ)2,520円		5,520円	552円	1,104円	1,656円
	週4日以降	30分未満	(イ)2,550円		5,550円	550円	1,100円	1,650円
			(ロ)2,360円		5,360円	536円	1,072円	1,608円
		30分以上	(イ)3,280円		6,280円	628円	1,256円	1,884円
			(ロ)3,030円		6,030円	603円	1,206円	1,809円

(Ⅳ)外泊者

訪問の日数	基本療養費	管理療養費	合計金額	負担金額		
				1割	2割	3割
入院中1回	8,500円		8,500円	850円	1,700円	2,550円

■訪問看護加算項目

項目		料金		
特別管理加算(重度)		5,000円/月		
特別管理加算		2,500円/月		
24時間対応体制加算イ		6,800円/月		
精神科緊急訪問看護加算(月14日目まで)		2,650円/日		
精神科緊急訪問看護加算(月15日目以降)		2,000円/日		
夜間・早朝加算(18時~22時・6時~8時)		2,100円		
深夜加算(22時~6時)		4,200円		
長時間精神科訪問看護加算		5,200円/週		
精神科複数回訪問加算	1日に2回	(1)同一建物内1人	4,500円/日	
		(2)同一建物内2人	4,500円/日	
		(3)同一建物内3人以上	4,000円/日	
	1日に3回以上	(1)同一建物内1人	8,000円/日	
		(2)同一建物内2人	8,000円/日	
		(3)同一建物内3人以上	7,200円/日	
複数名精神科訪問看護加算	1日に1回	(1)同一建物内1人	(イ)4,500円/日 (ロ)3,800円/日	
		(2)同一建物内2人	(イ)4,500円/日 (ロ)3,800円/日	
		(3)同一建物内3人以上	(イ)4,000円/日 (ロ)3,400円/日	
		1日に2回	(1)同一建物内1人	(イ)9,000円/日 (ロ)7,600円/日
			(2)同一建物内2人	(イ)9,000円/日 (ロ)7,600円/日
			(3)同一建物内3人以上	(イ)8,100円/日 (ロ)6,800円/日
	1日に3回以上	(1)同一建物内1人	(イ)14,500円/日 (ロ)12,400円/日	
		(2)同一建物内2人	(イ)14,500円/日 (ロ)12,400円/日	
		(3)同一建物内3人以上	(イ)13,000円/日 (ロ)11,200円/日	
	在宅患者連携指導加算		3,000円/月	
	退院支援指導加算		6000円/退院日	
	在宅患者緊急時等カンファレンス加算(2回まで)		2,000円/月	
情報提供療養費		1,500円/月		

※上記料金算定の基本となる時間は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、利用者の訪問看護サービス計画に定められたサービスにかかる標準的な時間を基準とします。

※医療保険での給付の範囲を超えたサービス利用の利用料金は、事業者が別に設定し、

金額が利用者様の自己負担となりますのでご相談ください。
※通常の事業の実施地域にお住まいの方は交通費無料です。それ以外の地域にお住まいの方は、交通費の実費(実施区域を超えた地点から 20 円/km)が必要となります。

■キャンセル料

利用者様の都合によりサービスを中止する場合は、次のキャンセル料をいただきます。ただし利用者様の病状の急変など、緊急でやむを得ない事情がある場合は不要です。利用日当日の訪問時まで連絡がなかった場合、基本料金分を頂きます。

利用日の前日までに連絡があった場合	無 料
利用日当日の訪問時まで連絡がなかった場合	基本料金分

■利用料等のお支払方法

翌ご利用日に現金にてお支払い頂くか、自動引き落としにてお支払い頂きます。
自動引き落としの場合、初回契約の翌々月以降よりの引き落としとなり、引き落とし開始までの料金はまとめ払いとなります。

4 事業所の特色等

(1) 事業の目的

事業所は、介護保険法の趣旨に従い、利用者が可能な限りその居宅において療養できるよう、その病状や状態に応じた看護を提供することを目的とします。

(2) 運営方針

事業所は、要介護者・要支援者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保をした在宅療養が継続できるように支援します。訪問看護の実施に当たっては、関係市区町村、地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

5 身体拘束等の原則禁止

事業所は、サービス提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとする。

6 高齢者虐待防止に関する事項

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとします。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、看護師等に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備します。
- (3) 看護師等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施します。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。

事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

7 サービス内容に関する苦情等相談窓口

- ① 当事業所 相談窓口：受付時間 月～金 8：30～17：30
電話 075-874-5410
- ② 各区役所健康長寿推進課高齢介護保険担当：受付時間 月～金 8：45～17：30
北区 : 075-432-1364 上京区 : 075-441-5106
左京区 : 075-702-1069 中京区 : 075-812-2566
下京区 : 075-371-7228 南区 : 075-681-3296

右京区：075-861-1416

西京区：075-381-7638

- ③ 京都府国民健康保険団体連合会：受付時間 月～金 9：00～17：00
電話：075-354-9011

8 緊急時等における対応方法

サービス提供中に病状の急変などがあった場合は、速やかに利用者様の主治医、救急隊、緊急時連絡先（ご家族等）、居宅サービス計画（介護予防支援計画）を作成した居宅介護支援事業者等へ連絡をするなどの必要な措置を講じます。

9 事故発生時等における対応方法

サービス提供中に事故が発生した場合は、必要な措置を講じるとともに、速やかに利用者様の緊急時連絡先（ご家族等）、居宅サービス計画（介護予防支援計画）を作成した居宅介護支援事業者等、京都市及び市町村に報告を行います。

10 災害発生時における対応方法

災害発生時は、その規模や被害状況により通常の業務を行えない可能性があります。災害時の情報、災害状況を把握し安全を確保したうえで、利用者の安否確認や支援、主治医や関係機関との連携、必要時の訪問を行います。

1.1 個人情報の保護及び秘密の保持について

※事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めます。

※事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得るものとします。

1.2 サービス利用に当たっての留意事項

サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示してください。

また、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）及び被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業所にお知らせください。

1.3 訪問看護医療DX情報の活用

事業所は、健康保険法第3条第13項の規定による電子資格確認を通じて利用者の診療情報を取得し、当該情報を活用して質の高い医療を提供するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとします。

- （1）訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令（平成4年厚生省令第5号）第1条に規定する電子情報処理組織の使用による請求を行っていること。
- （2）健康保険法第3条第13項に規定する電子資格確認を行う体制を有していること。
- （3）医療DX推進の体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して訪問看護を行うことについて、当該訪問看護ステーションの見やすい場所に掲示していること。
- （4）（3）の掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること。

当事業者はサービスの利用に当たり、利用者に対して重要事項説明書を交付の上、訪問看護（介護予防訪問看護）のサービス内容及び重要事項の説明を行いました。

年月日： 令和 年 月 日

事業者 所在地 京都市右京区西院平町25 ライフプラザ西大路四条7F

法人名 アミケア 株式会社
事業所名 アミケア 訪問看護ステーション
事業所番号 2660790466

代表者名 梶井 大

説明者

職 名
氏 名 ⑩

私は、重要事項説明書に基づいてサービス内容等に係る重要事項の説明を受け、その内容に同意の上、本書面を受領しました。

年月日： 令和 年 月 日

利用者本人

住 所
氏 名 ⑩

(署名・法定) 代理人

(続柄) 住 所
氏 名 ⑩